

八千代市こども送迎センター設置・運営事業者募集要項
(令和5年度整備分)

令和5年6月
八千代市子ども部子育て支援課

1 募集の概要

本市では、待機児童対策及び保育サービスの拡大を目的に、令和6年4月1日の開設を目指して、こども送迎センターを整備・運営する事業者を募集します。

(1) 募集対象施設

ア 施設の種別

こども送迎センター

※ 「多様な保育促進事業の実施について」(平成29年4月17日雇児発0417第4号)別添5に定める「広域的保育所等利用事業実施要綱」により行う事業

イ 事業の内容

(ア) 幼稚園等の教育・保育時間前後の預かり保育

こども送迎センターにおいて、保護者から児童を預かり、幼稚園等のバスが迎えに来るまでの間及び幼稚園等のバスがこども送迎センターへ児童を送り、保護者が迎えに来るまでの間について、保育を実施する。

(イ) 幼稚園等の休園日における終日預かり保育

こども送迎センターの事業実施日において、幼稚園等の休園日を理由とした希望者がいた場合、こども送迎センター内で終日保育を実施する。

ウ 利用対象児童

下記に該当する者のうち、市が指定する者

(ア) 八千代市在住で、満3歳以上である者

(イ) 幼稚園等が保有する送迎バス等の車両による送迎が可能である者

エ 定員数

原則として30人以上(各年齢10人以上)とします。

オ 開設時期

令和6年4月1日とします。

カ 開所時間

(ア) 幼稚園等の教育・保育時間前後の預かり保育

午前2時間（7時から9時）、午後3時間（15時から18時）とし、また、利用者のニーズに応じ、19時までの延長保育を実施すること。

(イ) 幼稚園等の休園日における終日預かり保育

利用児童が、幼稚園等の休園日に保育の必要がある場合、7時から18時までを原則とする。また、利用者のニーズに応じ、19時までの延長保育を実施すること。

キ 開所日

月曜日から土曜日までとします。

※ 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）及び年末年始（12月29日から31日まで並びに1月2日及び1月3日）は休所日とします。

(2) 募集対象地区

募集対象地区は、下表のとおりとなります。

募集対象地区	該当するコミュニティ区域
八千代緑が丘駅（東葉高速線）から概ね500m以内又は緑が丘西地区	高津・緑が丘地区
八千代中央駅（東葉高速線）から概ね500m以内	大和田地区

※ 駅からの距離については、直線距離とし、駅出入口の地上部分を起点として、こども送迎センターの開所予定地の出入口までの距離とします。

※ 待機児童数、応募のあった施設の定員及び予算を勘案し、選定する事業所数を決定します。

※ 利用者用駐車場については、最低1台は整備すること。なお、施設近隣の民間駐車場等との提携により確保することも可とします。

なお、最寄りの駅から徒歩100m以内での整備の場合、駐車場は必須ではありません。

2 応募資格

こども送迎センターを設置し、及び運営するための十分な資力と信用を有

し、かつ、児童福祉事業に熱意を持ち、継続的に安定した運営ができる法人格を有する者であり、次の(1)から(4)までの要件を全て満たすものとします。

(1) 申込日現在で、次のアからエまでのいずれかの要件を満たす法人であること。

ア 認可保育所、認可幼稚園又は認定こども園を運営している者

イ 既に認可を受けた小規模保育事業又は事業所内保育事業を運営している者

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定により、千葉県へ届出がされており、かつ、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設を運営している者

エ 上記に掲げるほか、公的補助金等を活用し、民間保育施設等を運営しているなど保育事業運営の実績がある者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。また、役員等が八千代市暴力団排除条例（平成24年八千代市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定及び次のアからオまでのいずれかに該当しない者であること。

ア 市税等を滞納している者

イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

ウ 申込日前6か月以内に手形又は小切手を不渡りした者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

(4) 開設予定地の周辺住民等への説明を実施していること又は実施の予定があること。

3 施設設備

こども送迎センターの施設設備は、次に掲げる基準を満たすこと。また、この要項に定めのない事項については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に定める「認可外保育施設指導監督基準」に定める内容以上を確保すること。

(1) 保育室

本事業で預かり保育を行う専用の保育室を設けること。面積については、固定式の家具等を除いた有効面積で利用者1人当たり1.98㎡以上とすること。また、保育室内に専用の手洗設備を設けること。

ただし、最寄りの駅から100m以内等の利便性の高い施設については、利用者1人当たり1.65㎡以上とする。

(2) その他の設備

便所には手洗設備が設けられているとともに、保育室等と区画されており、かつ子どもが安全に使用できるものであること。便器の数は概ね利用者10人つき1個以上であること。

また、個人情報管理のために、施錠可能なロッカー等を設置すること。

調理設備については、食事の提供を必須としていないが、一般的な加温調理が可能な程度の設備（家庭用キッチン程度）を設けること。

(3) 物件の位置等について

物件の位置については、原則として、幅員6m以上の公道に接しており、送迎用バス等が園児の乗降のために安全に停車できる場所であること。（駐停車禁止区間に送迎用バスを停車することがないこと。）

また、必要に応じて、ミラーや看板等を設置し、園児等の安全確保に努めること。

4 職員の配置

本事業を行うに当たっては、原則として常時2人以上の職員を配置すること。そのうち1人目は保育士、幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の資格

を有するものとし、2人目は上記の資格に加えて保健師又は看護師の資格を有するものでも可とする。また、幼稚園等のバスへの乗降時には施設からの移動等も含めて安全に配慮した人員を配置すること。

5 市からの委託について

当該事業の実施に当たっては、選考により整備・運営事業者と決定した場合は、市からの委託を行います。

(1) 令和5年度中の整備について

こども送迎センターの運営に必要な施設の改修、設備の設置及び備品の購入その他開設準備に係る業務について、委託契約を締結します。

委託費の上限額は11,500,000円(税込)となります。

【委託対象経費】

施設の整備、改修に要する工事請負費、備品購入費（税込単価1万円以上のもの）、建物賃借料（工事期間中の賃借料と礼金を対象とし、敷金及び保証金は含まない。）

なお、土地の買収及び整地に要する経費、既存建物の買収に要する経費、外構・造成工事に要する経費その他開設準備経費として適当と認められない経費は対象外とする。

(2) 令和6年度以降の運営について

こども送迎センターの運営について、委託契約を締結します。

運営計画や見積等、職員の配置人数等によりますが、**委託費の上限額は21,000,000円(税込)程度**を見込んでいます。

【委託対象経費】

職員人件費、保健衛生費、医療費、保育材料費、消耗品費、備品購入費、保険料、賃借料、福利厚生費、職員被服費、旅費交通費、事務消耗品費、印刷製本費、水道光熱費、修繕料、通信運搬費、業務委託費、手数料、保険料、建物賃借料等

6 事業の実施に当たっての留意事項

本事業を実施するに当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

(1) 安全対策

幼稚園等の送迎バスが、児童の乗降が安全にできる場所で停車できるところとし、送迎先の幼稚園等と事前に協議を行うこと。

また、複数の幼稚園等からの送迎がある場合は、送迎時間が重ならないよう十分な調整をすること。

(2) 日中の利用児童がいない時間帯の専用スペースの利用

幼稚園等の教育・保育時間中などで、こども送迎センターを利用する児童がいない時間帯については、地域の実情に応じた子育て支援事業等の活用も可とする。

※ ただし、こども送迎センター以外に使用した時間分の物件の賃借料、光熱水費等は委託料の対象から除く。

(3) 保護者・送迎先幼稚園等との連携

幼稚園等の年間の休園予定日やスケジュール、保護者から利用予定日を事前に確認するなどして、保護者・幼稚園等・こども送迎センターの3者間の情報共有は適宜行うこと。

7 書類の作成等

(1) 協議書類の作成

協議書類は、正本1部、副本1部を作成してください。

サイズはA4判（図面はA3判）とし、左綴じで作成してください。

	書類	備考
1	協議書	
2	団体に関する調書	パンフレット等法人の概要が分かる資料を添付すること。
3	事業概要等に関する調書	
4	位置図・配置図・平面図	事前協議時点で未作成の場合は不要
5	直近3か年分の運営法人の損益計算書・貸借対照表	代表者の原本証明を付すること。

6	収支計画書	整備分及び運営分
---	-------	----------

(2) 書類等の提出

ア 提出先

八千代市役所 旧館 2階 子育て支援課

イ 提出方法

持参するものとします。(郵送等は不可とします。)

ウ 提出期限等

下記「9 日程」のとおり

※ 当該期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。

※ 午前8時30分から午後5時までの時間に持参してください。

(3) 書類の作成等にかかる費用等

書類の作成、提出その他応募にかかる費用等については、応募者の負担とします。

(4) 応募に関する相談

ア 相談の申込み

応募に関する相談については、必ず電話にて予約を行い、日時、相談内容、来庁人数などを申し出てください。(設計事業者等も同席できますが、必ず応募者が来庁してください。)

※ 申込みの状況によっては、希望の日時に対応できない場合がありますので、ご了承ください。

イ 相談期間

令和5年6月9日(金)から7月3日(月)まで(当該期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

※ 午前8時30分から午後5時までの時間での相談となります。

8 設置・運営事業者の選考

(1) 選考方法

協議書類に基づき審査し、事業者を選定します。

※ 法人の運営状況、計画地周辺の保育需要及び施設の立地状況等によっては、選定されない場合があります。

※ 協議書類の提出後、内容の確認等のためヒアリングや追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 選考結果

ア 全ての事業者に対し、選考結果を文書で通知します。

イ 八千代市のホームページにおいて、こども送迎センター設置・運営事業者として決定した者の名称及び主たる事務所の所在地並びに開設予定地を掲載します。

(3) 選考からの除外

選考の過程において、提出した書類に虚偽の記載があることが判明した者及びその他選考に関する不当な要求等を申し入れた者は、選考から除外します。

9 日程

1 募集要項配布期間	令和5年 6月 9日(金)～ 7月10日(月)
2 相談期間	令和5年 6月 9日(金)～ 7月 3日(月)
3 協議書類提出期間	令和5年 6月 9日(金)～ 7月10日(月)
4 選考結果通知	令和5年7月下旬
5 委託契約の締結	令和5年8月下旬
6 施設の整備	令和6年2月下旬を目途に完了
7 完了検査	令和6年2月下旬から3月下旬まで
8 開設, 事業開始	令和6年4月1日(月)

※ 上記4から7までの日程は、目安としてください。

10 その他留意事項

この公募に併せて実施される小規模保育事業所設置・運営事業者の公募に併設する計画で応募する場合には、事業者の選定に当たって特に配慮するものとし、その場合、小規模保育事業所の施設整備における補助金額に影響する場合がありますので、必ず市と協議してください。

【問合せ先】

〒276-8501 八千代市大和田新田 3 1 2 番地の 5

八千代市子ども部子育て支援課企画班

電 話 0 4 7 - 4 2 1 - 6 7 5 1

F A X 0 4 7 - 4 8 2 - 9 0 9 4

Eメール kosodate3@city.yachiyo.chiba.jp